



接続約款変更認可申請書

西設相制第12号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和樹

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
					③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額	
		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額			
			② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			
			③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額			

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
				(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
		② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに		第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,108円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,062円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線により伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,858円			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金			1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの			(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに			(略)
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,562円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(4)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 端末回線により伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,310円		

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,858円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,310円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
			B 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			
	(イ) 保守の区別がタイプ2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
	(イ) 保守の区別がタイプ2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,857円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	5,359円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,799円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,339円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,879円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,419円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,959円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,499円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,039円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,579円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,164円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,704円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,244円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,784円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,324円				

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,850円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,194円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,023円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,731円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,380円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,029円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,737円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,386円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,035円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,743円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,392円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,100円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,749円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,398円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	16,106円				

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる964円のうち、938 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	
		(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,375円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	
		(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ 以外	(7) 平成26年4月1日から平成27	1回線ごとに	2,416円

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ 以外	(7) 平成27年4月1日から平成28	1回線ごとに	2,443円

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、993円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる993円のうち、966 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(ウ)欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	152円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	161円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの			(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	304円
				(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	322円
				(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	303円
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	303円	
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	312円	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168円	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	336円	
	ウ 2芯式のもの			(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	313円		
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	322円		

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	315円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	311円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円		—	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,812円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,777円
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円				
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,812円			

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	322円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,947円		—	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,770円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金			1光信号主端回線ごとに

			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円	
	(ウ) (7) (イ)以外のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,857円	

			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,770円	
	(ウ) (7) (イ)以外のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,850円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 2,349円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 2,375円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円
				B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円
				C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円
			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円
				B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円
				C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円
		③ ①② 以外 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,931円	
			B 平成27年4月	1回線ご とに	2,894円	

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,959円
				B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,782円
				A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,959円
			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,782円
				A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	3,043円
				③ ①② 以外 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに

				1日から平成28年3月31日まで適用する料金	とに		
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、588円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				③ ①② 以外	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日	1回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				③ ①② 以外	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1回線ごとに	2,453円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)③欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,931円		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,894円		
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円		
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,043円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,862円	
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
			1光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 958円のうち、932円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。	
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
			1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。	
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,350円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		

				平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,385円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			

					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 986円のうち、959円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成29年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に

					に規定する料金額に、 <u>527円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		

					に規定する料金額に、 <u>604円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。